

## 静岡県告示第20号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年1月12日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

静岡市葵区奥仙俣字井戸奥160の2、字五左衛門島162の2、173の4、字姥沢175の4、175の5、176の3

### (2) 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

### (3) 解除の理由

指定理由の消滅

### 2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

静岡市葵区奥仙俣字姥沢174の1、174の2（次の図に示す部分に限る。）、174の4、174の5

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、中部農林事務所及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）